

芦屋市監査委員 山本 彼一郎 様

芦屋市監査委員 田原 俊彦 様

芦屋市長 山中 健

定期監査（事務監査）の結果に基づく措置について（通知）

平成25年3月12日付け、芦監報第17号で報告のありました定期監査（事務監査）の結果に基づき、福祉部生活援護課において、下記のとおり措置を講じました。

記

1 援護資金貸付金について（監査結果報告書 3 (2) ア）

援護資金貸付金について、債権の内訳や、債権管理状況が把握しやすいように債権管理台帳を作成しました。また、長期未収となっている者（15名）については、借受人及び連帯保証人に訪問調査・電話折衝及び文書催告等により償還を求めました。この結果、借受人等から時効の援用のあった者については不納欠損処分を行いました。

また、既に死亡している者もあり、これら滞納者については、相続人調査を行い、相続承継通知など一連の徴収事務と併せて連帯保証人にも同様の調査を行い債権回収を図ります。

住民票及び戸籍の調査において行方不明等その所在が判明しない者で、徴収不可能と判断したものについては、不納欠損処分など適切な債権管理を行います。

2 生活保護法第78条の規定による徴収金について（監査結果報告書 3 (2) イ・ウ）

生活保護法第78条の規定による不正受給に係る徴収金については、資産調査等の結果判明したものが多く、今後も調査を継続して行き、不正受給を防止します。

不正受給に係る費用の返還者で本市において扶助を受給している者については、未納にならないように債権管理を行い、市外転出等により本市の扶助の受給対象外となった者については、訪問調査はもとより、新たに資産調査等を行い、返還を求めます。

また、未納者に対しては、適切な督促及び催告を行い、徴収状況等進行状況を把握できるように災害援護資金貸付金及び援護資金貸付金等の徴収事務を参考にして債権管理を行います。

本市の扶助の受給対象外となった未納者等については、援護担当の職員が同行して折衝を行うなど、効率的な徴収対策を検討します。

3 災害援護資金貸付金に係る違約金の歳入科目について（監査結果報告書 3 (2) エ）

災害援護資金貸付金に係る違約金の歳入科目を、款「28 諸収入」項「20 雑入」目「24 違約金及び延納利息」節「1 違約金」細節「2 災害援護資金貸付金違約金」に改めます。

なお、既に会計処理済みの平成24年度調定及び収入については、歳入科目を更正しました。

4 住宅手当支給決定等の起案文書について（監査結果報告書 3 (3) ア）

住宅手当支給決定等の起案文書に係る実施要領の添付誤りについては、支給根拠に適合した実施要領に差し替えて添付し直しました。

5 中国残留邦人等の支援給付金について（監査結果報告書 3 (3) イ）

中国残留邦人等の支援給付金について、生活費の第1類に係る年齢別算定基準による算定の誤りについては、適用する基準年齢に変更して算定し直しました。

また、診療報酬等概算額の支出費目の誤りについては、支出費目を更正しました。今後、同様の処理誤りがないよう担当者及び経理担当者のダブルチェックにより内容点検を行う体制とし、再発を防止します。

6 扶助費について（監査結果報告書 3 (3) ウ (ア)）

生活保護扶助費の支出負担行為書等の起案文書における同文の職務権限規程については、適正な専決事項に是正します。

医療扶助の治療材料費の未払いについては、今後、支払遅延が生じないように請求関係書類等の重要書類については保管場所を定め、担当者及び経理担当者が定期的に確認できるよう事務処理方法を見直し、再発を防止します。

また、介護扶助における年齢不一致の記載誤り及び施設事務費における請求金額の積算誤りについては是正するとともに、担当者及び経理担当者によるダブルチェック体制とし、再発を防止します。

7 委託料について（監査結果報告書 3 (3) ウ (イ)）

今後の随意契約の実施決裁においては、随意契約業者選定理由、契約方法の条項を適正に記載するとともに、契約書については契約保証金の付記及び個人情報取扱特記事項の添付を適正に行います。

また、生活保護電算処理システム保守点検業務委託契約に係る支出負担行為書については、作成しました。

8 需用費について（監査結果報告書 3 (3) ウ (ウ)）

印刷製本費の専行調達による随意契約については、コスト削減を図るため、次回より3業者以上から見積書を徴収の上、業者を選定します。

また、食糧費の支出については、実施決裁の伺い文に経費の内容を明記し、適正な支出を行います。

9 通行駐車料について（監査結果報告書 3 (3) エ (ア)）

有料道路通行料及び駐車場使用料の支出の伺い文について、職務権限規程及び資金前渡の根拠規定の記載不備を是正します。

10 保守業務委託契約について（監査結果報告書 3 (3) エ (イ)）

災害援護資金貸付金償還システム保守業務委託契約における見積書の記載不備及び委託契約書の条文の記載不備については、今後の契約事務において遺漏のないよう精査します。

11 予算額の記載について（監査結果報告書 3 (3) エ (ウ)）

支出に係る起案文書においては、支出予定額に対応する事項の予算額を記載するように改めます。

12 前回の監査で指摘を受けた点について（監査結果報告書 4 (1) ア・イ）

援護資金貸付金の催告について、現在未収となっている滞納者については、督促・催告等の経過を記録した債権管理台帳を作成し、文書催告及び訪問徴収等により早期回収に取り組みます。

また、随意契約に係る起案文書については、随意契約とした理由及び随意契約業者選定理由を明記します。

13 文書管理システムを使った文書事務について（監査結果報告書 4 (2)）

文書管理システムの操作における收受登録の不備、文書分類等の適否については、課内においてシステムの基本操作の研修を行い、適正な文書管理を行います。

以 上